

## 気候非常事態宣言に関する決議

松本市は、欧州連合などが進めてきた「世界気候エネルギー首長誓約」の傘下として、平成30年に設立された「世界首長誓約/日本」に本年1月29日に署名し、次の3つの事項を誓約した。

- 1 持続可能なエネルギー（エネルギーの地産地消）を推進する。
- 2 2030年の温室効果ガス排出量は国の削減目標以上を目指す。
- 3 気候変動の適応・レジリエンス（強靭性）の向上を目指す。

これら3つの誓約事項に関する取り組みなどをまとめた「気候エネルギー行動計画」を令和4年1月までに策定し、その後2年ごとに行動計画の実施状況を世界首長誓約の事務局に報告することとなる。

また、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された国際社会の共通目標SDGs（持続可能な開発目標）の目標13では「気候変動に具体的対策を」打つことを課題として明示している。日本は、温室効果ガスの排出量を2030年時点で2013年比26%減、また、2016年5月に策定された地球温暖化対策計画では2050年までに80%削減を目指し、2019年6月には最終到達点としての「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す長期戦略を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。

近年、記録的な高温や集中豪雨などの異常気象が頻発し、世界、日本においても地球温暖化への危機感が増しているなか、本市が署名した「世界首長誓約/日本」とあわせて「気候非常事態宣言」を行うことにより、広く市民に対して気候変動への意識喚起と具体的行動の促進に繋がるものと考える。

よって、松本市議会は、松本市が「気候非常事態宣言」を行うことを要請する。  
以上決議する。

令和2年6月25日

松本市議会